

実習免除申請の手引き

社会福祉士・精神保健福祉士（受験資格）を取得希望の方は、厚生労働省令で定められた指定施設における相談援助業務に 1 年以上従事した経験があれば、実習科目が免除（履修免除）になる可能性があります。

本手引きでは、実習科目履修免除申請の手続きから履修免除の認定を受けた後の留意事項等に至るまで手引きしています。

ご不明な点がございましたら、メールまたはお電話にてお問い合わせください。

日本医療大学（通信教育部） 通信事業部
TEL. 011-351-8181 E-mail. pr_tsushin@jhu.ac.jp



医療と福祉の現場から誕生した

日本医療大学

通 信 教 育 部

※ 本手引きは、第 39 回社会福祉士及び第 29 回精神保健福祉士国家試験の受験の手引を基に作成

【目次】

- 1 社会福祉士受験資格取得希望者の実習科目履修免除について
 - (1) 実習科目の履修免除（実習免除）の条件【社会福祉士】
 - (2) 実習免除となった場合の実習科目単位について
 - (3) 実習免除となるための申請について
 - (4) 実習免除となるための相談援助の業務範囲

- 2 精神保健福祉士受験資格取得希望者の実習科目履修免除について
 - (1) 実習科目の履修免除（実習免除）の条件【精神保健福祉士】
 - (2) 実習免除となった場合の実習科目単位について
 - (3) 実習免除となるための申請について
 - (4) 実習免除となるための相談援助の業務範囲

- 3 実習時間の一部（60 時間）免除について

- 4 申請様式について
 - (1) 社会福祉士実習免除
 - ・実務経験申告書（社会福祉士用）
 - ・実務経験証明書（社会福祉士用）
 - (2) 精神保健福祉士実習免除
 - ・実務経験申告書（精神保健福祉士用）
 - ・実務経験証明書（精神保健福祉士用）
 - (3) (1)と(2)の記入例

1 社会福祉士受験資格取得希望者の実習科目履修免除について

(1) 実習科目の実習免除（履修免除）の条件【社会福祉士】

社会福祉士受験資格の取得を目指す方で、入学前まで（2027年3月31日時点）に、厚生労働省令で定められた指定施設における相談援助業務に1年以上従事していた経験があれば、実習科目が免除（履修免除）になる可能性があります。

※ 「入学時（2027年4月1日）もしくは入学以前に実務経験の要件を満たす必要があります。入学後に要件を満たしても、免除の対象とはなりません。」また、入学前に要件を満たして申請をしなかった場合でも、入学後に免除申請を行うことは一切できませんので、ご注意ください。入学時で実務経験が1年以上になる方は、「見込での申請が可能」です。また、複数の施設での経験を 「通算することも可能」です。

※ 社会福祉士（受験資格）と、精神保健福祉士（受験資格）の両方の実習免除を希望する方は、1つの施設で両方の実習免除にあたる実務経験がある場合は、施設・従業期間（1年以上）が重複する場合であっても、両方の免除申請をすることが可能です。

(2) 実習免除となった場合の実習科目単位について

履修免除の対象となる実習科目は「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の3科目です。

※ 実習免除が認められた場合、「実習科目の履修が不要」と判断されたことを意味します。これは、「実習科目の単位（計9単位分）が修得単位として認定されたことではない」という点に留意してください。そのため、卒業要件単位数が不足する場合は、別科目にて単位を修得する必要があります。

履修免除実習科目	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2単位
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1単位
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	6単位

※ 実習免除になった場合、実習費160,000円は、納入不要となります。

(3) 実習免除となるための申請について

実習免除申請の対象者は、出願書類提出時に「実務経験申告書（様式1）」「実務経験証明書（様式2）」を提出してください。実務経験証明書は、国家試験受験資格にかかわる重要な証明書です。申請された実務経験や職種が事実とは異なった場合は、国家試験の受験資格が取得できないことや、資格取得後に資格を取消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

※ 職場から発行される「実務経験証明書」により、認められる職場・職種の判定を行います。実習免除の認定後に、「実務経験証明書」の虚偽等が判明した場合、実習科目免除が取消されます。国家試験受験および合格後には、社会福祉振興・試験センターによる監査が行われる場合があります。申請内容と事実の相違のため合格の取消や、実習免除が不可となった場合でも、大学ではその責任を負いかねます。

(4) 実習免除となるための相談援助の業務範囲

第 39 回社会福祉士国家試験

(実務経験コード番号表)

次ページより引用 (P18～31)

3 実務経験 区分2・区分3

短期大学等で指定科目を履修して卒業し、社会福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験「相談援助の業務の範囲」は、次の「実務経験コード番号表」の「(2) 施設・職種コード」に示した施設（事業）・機関及び職種のとおりです。これに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象になりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条（指定施設の範囲）
【指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援発0703第1号）厚生労働省社会・援護局長通知別添1】

実務経験コード番号表

(1) 法人格コード 区分2・区分3

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法人格（運営主体）	コード
国・地方公共団体等の公的機関	01
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	02
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	03
株式会社、有限会社等の営利法人（人材派遣会社はコード08）	04
特定非営利活動法人（NPO法人）	05
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	06
その他	07
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	08

(2) 施設・職種コード 区分2・区分3

次の施設・事業において、福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

実務経験証明書の「施設（事業）等種類」、「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次のうち該当するものを記入してください。

職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになります。

例) 指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、

「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入してください。

「施設・職種コード」欄は、[2011]のように、主たる業務である職種のコードを記入してください。

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	児童相談所	児童福祉司	1361
		児童心理司	1362
		受付相談員	1363
		相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
		1- (2) 個別対応職員	1368
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
		自立支援担当職員	1374
		1- (3) 保育士	1375
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		1- (4) 自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2）	1561
		★保育士（※3）	1562
		児童発達支援管理責任者	1563
		1- (5) 心理担当職員	1564
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕	★児童指導員（※2）	1391
		2- (33) ★保育士（※3）	1392
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2）	1401
		2- (33) ★保育士（※3）	1402
	盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕	★児童指導員（※2）	1411
		2- (33) ★保育士（※3）	1412
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕	★児童指導員（※2）	1421
		2- (33) ★保育士（※3）	1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	1431
		保育士	1432
		個別対応職員	1433
		家庭支援専門相談員	1434
		1- (6) 自立支援担当職員	1435
	重症心身障害児施設	★児童指導員（※2）	1441
		★保育士（※3）	1442
		2- (34) 心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451
		児童生活支援員	1452
		個別対応職員	1453
		家庭支援専門相談員	1454
		職業指導員	1455
		1- (7) 自立支援担当職員	1456

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	児童家庭支援センター 1-(8)		相談員 (児童の福祉に関する相談・助言を行う職員) 1461
	里親支援センター 1-(9)		里親制度等普及促進担当者 1641
			里親等支援員 1642
			里親研修等担当者 1643
			家庭支援専門相談員 1644
			自立支援担当職員 1645
			養親等相談支援員 1646
			市町村連携支援員 1647
			レスパイト・ケア担当職員 1648
			障害児里親等支援担当職員 1649
	障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設 1-(10)	★指導員(※1) 1571
			★児童指導員(※2) 1572
			★保育士(※3) 1573
			児童発達支援管理責任者 1574
			機能訓練担当職員(心理担当職員に限る) 1575
			★障害福祉サービス経験者(※4) 1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設 1-(10)	★指導員(※1) 1571
			★児童指導員(※2) 1572
			★保育士(※3) 1573
			児童発達支援管理責任者 1574
			機能訓練担当職員(心理担当職員に限る) 1575
			★障害福祉サービス経験者(※4) 1576
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(10)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る) 1577
			児童発達支援管理責任者 1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設 1-(10)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る) 1577
			児童発達支援管理責任者 1574
	障害児相談支援事業 1-(11)	相談支援専門員 1581	
		相談支援員 1582	
	乳児院 2-(2)	児童指導員 2511	
		保育士 2512	
		個別対応職員 2513	
		家庭支援専門相談員 2514	
		里親支援専門相談員 2515	
医療型児童発達支援を行う施設 2-(13)	★児童指導員(※2) 5211		
	★保育士(※3) 5212		
	児童発達支援管理責任者 5213		
	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) 5214		
指定発達支援医療機関 肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの 2-(14)	★児童指導員(※2) 2451		
	★保育士(※3) 2452		
児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(22)	相談援助業務を行っている指導員 2531		
	個別対応職員 2532		
	自立支援担当職員 2533		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(25)	相談援助業務を行っている職員 2561		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(85)		小児慢性特定疾病児童等自立支援員 5081	

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児 童 福 祉 法	養育支援訪問事業を行っている事業所 2-(91)	訪問支援者	5231
	児童厚生施設(児童遊園を除く) 2-(92)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所 2-(93)	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 2-(94)	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
		就労等定着支援員	5264
		支援コーディネーター	5271
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 2-(95)	母子支援員	5272
		就労等定着支援員	5273
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 2-(96)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所 2-(97)	相談支援業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター 2-(98)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	5301
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		統括支援員	5303
	妊婦等包括相談支援事業を行う機関 2-(99)	相談支援業務を行っている職員	5341
	地域子育て相談機関 2-(100)	相談支援業務を行っている職員	5311
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	民間あっせん機関 2-(101)	養子縁組あっせん責任者	5351
		相談員	5352
そ の 他	利用者支援事業を行っている施設 2-(26)	相談支援業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行う職員(相談員)	2291
	支地 援域 事生 業活 障害児等療育支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2-(21)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業) 2-(23)	相談支援業務を行っている職員	2541

児 童 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設 2-(29)	★児童指導員(※2)	2581
		★保育士(※3)	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関 2-(75)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2-(78)	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター 2-(85)	医療的ケア児等コーディネーター	5111
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。			
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 1-(23)	生活相談員 1011
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1012
		介護老人保健施設 1-(23)	支援相談員 1021
			相談指導員 1023
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1022
		介護医療院 1-(23)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1611
	地域包括支援センター 1-(24)	指定介護療養型医療施設 1-(23)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1031
			包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等) 1041
		指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員 2221
			計画作成担当者 2222
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(42)、2-(46)		生活相談員 2011

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介護 保 険 法	指定短期入所生活介護を行う施設 （基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む） 2-(42)	生活相談員	2051
	指定通所リハビリテーションを行う施設 （指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 （指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(43)	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(44)	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(45)	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む） 2-(47)	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む） 2-(47)	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2171
	指定複合型サービスを行う施設 2-(47)	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(48)	生活相談員	2191
		介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(49)	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員	2211
第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(50)	担当職員	2911	
老人 福祉 法	養護老人ホーム 1-(21)	生活相談員	1051
	特別養護老人ホーム （地域密着型特別養護老人ホームを含む） 1-(21)	生活相談員	1061
	軽費老人ホーム （都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム（A型、B型）、 ケアハウスを含む） 1-(21)	生活相談員	1071
		主任生活相談員	1072
	老人福祉センター （特A型、A型、B型） 1-(21)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(21)	生活相談員	1091
	老人デイサービスセンター 1-(21)	生活相談員	1101
	老人介護支援センター （在宅介護支援センター） 1-(21)	相談援助業務を行っている職員	1111
有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271	

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(51)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2-(52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2801
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。			

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1-(13)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター) 1-(14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2321
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター 1-(15)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 1-(20)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障 害 者 総 合 支 援 法	障害者支援施設	★生活支援員（※7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
		1- (25)	
		★指導員（※7）	1131
	地域活動支援センター	1- (26)	
	福祉ホーム	1- (27)	
	基幹相談支援センター	2- (83)	
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2831
		身体障害者療護施設	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2841
	身体障害者福祉工場	身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）
		2- (5)	2851
		2- (5)	
		★指導員（※7）	2861
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
		2- (6)	精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士
		2- (6)	精神障害者社会復帰指導員
	知的障害者支援施設	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士
		2- (6)	精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉ホーム	2- (6)
		知の障害者更生施設 （入所、通所）	★生活支援員（※7）
	知的障害者授産施設	2- (7)	1231
		知の障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）
		2- (7)	1241
		知の障害者通勤寮	★生活支援員（※7）
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	★生活支援員（※7）
		1- (28)	サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（※7）
		1- (28)	サービス管理責任者
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）
		1- (28)	就労支援員
		サービス管理責任者	1293
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1294
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型）	★生活支援員（※7）
		1- (28)	サービス管理責任者
		職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1303
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員
		1- (28)	サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員
		1- (28)	サービス管理責任者
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		2- (32)	1261
		短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員
		2- (32)	2341

障 害 者 分 野				施設・職種 コード
施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	重度障害者等包括支援を行う施設 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2351
		共同生活介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む) 2-(32)	相談援助業務を行っている職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431
	一般相談支援事業を行う施設 1-(29)		相談支援専門員	1591
	特定相談支援事業を行う施設 1-(30)		相談支援専門員	1601
			相談支援員	1602
	指定相談支援事業を行う施設 2-(35)		相談支援専門員	2871
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」 2-(15)		相談援助業務を行っている指導員	2301
			相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(67)		相談支援を担当する職員	2461
			就労支援を担当する職員	2462
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(68)		障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター 2-(69)		障害者職業カウンセラー	2481
			職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター 2-(71)		改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター 2-(73)		主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			主任職場定着支援担当者	2503
			生活支援担当職員	2504
職業安定法	公共職業安定所 2-(74)		精神・発達障害者雇用サポーター	2981
			障害学生等雇用サポーター	2982
障害者高次脳機能支援法	高次脳機能障害者支援センター 2-(77)		支援コーディネーター	5411
その他	知的障害者福祉工場 2-(16)		相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設 2-(30)		相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(38)		地域体制整備コーディネーター	2731
			地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(39)		地域体制整備コーディネーター	2811
			地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(40)		相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821

障 害 者 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設 2-(41)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(70)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(72)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921
注意事項 (※7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

そ の 他 の 分 野			施設・職種 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
地 域 保 健 法	保健所 1-(1)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514
医 療 法	病院・診療所 1-(12)	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
		退院後生活環境相談員	1522
生 活 保 護 法	救護施設 1-(16)	生活指導員	1491
	更生施設 1-(16)	生活指導員	1501
	授産施設 2-(1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
	宿所提供施設 2-(1)	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所 2-(65)	就労支援員	2931
	子どもの進路選択支援事業を行っている事業所 2-(66)	支援員	5361
	被保護者就労準備支援事業を行っている事業所 2-(66)	被保護者就労準備支援担当者	5371
	被保護者家計改善支援事業を行っている事業所 2-(66)	家計改善支援員	5381
	被保護者地域居住支援事業を行っている事業所 2-(66)	居住支援員	5391
	日常生活支援住居施設 2-(86)	生活支援員	5181
		生活支援提供責任者	5182

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所 2-(63)	主任相談支援員	2941
		相談支援員	2942
		就労支援員	2943
		就労支援準備担当者	2944
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945
		住まい相談支援員	2946
		子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員	2947
社会福祉法	福祉事務所 1-(17)	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
		現業員・ケースワーカー	1481
		家庭児童福祉主事	1482
		家庭相談員	1483
		面接相談員	1484
		女性相談支援員	1485
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488
		生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員	1489
		生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者	5401
		生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員	5402
		生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員	5403
	隣保館 2-(9)	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会 2-(10)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2621
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。〕	2622
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会 2-(11)	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2631
		福祉活動専門員	2632
		相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。〕	2633
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター 2-(89)	女性相談支援員	5201
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター 1-(18)	相談支援員	1531
		心理支援員	1532
		女性相談支援員	1533
	女性自立支援施設 1-(19)	入所者の自立支援を行う職員	1541

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
保健法 母子	母子健康包括支援センター 2-(79)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設 2-(88)	相談に応ずる職員	5191
並びに 母子及び 寡婦福祉 法	母子・父子福祉センター 1-(22)	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事収容施設法	刑事施設 2-(17)	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院 2-(17)	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
鑑別所法 少年	少年鑑別所 2-(17)	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会 2-(18)	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所 2-(18)	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設 2-(19)	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所 2-(84)	家庭裁判所調査官	5131
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律	犯罪被害者等早期援助団体 2-(102)	相談業務等を行う者	5421
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設 2-(20)	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター 2-(76)	難病相談支援員	5061
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(82)	相談援助業務を行っている職員	5141

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
そ の 他	就業支援事業を行っている施設 〔ひとり親家庭等就業・自立支援事業〕 実施要綱に基づく事業 2-(24)	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(27)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(28)	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター 2-(54)	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 実施要領に規定する事業 2-(55)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(56)	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている専任の職員	2752
	地域生活定着支援センター 2-(57)	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている 事業所 2-(58)	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター 2-(59)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する 事業所 2-(61)	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(62)	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	地域居住支援事業を行っている事業所 2-(64)	相談援助業務を行っている職員	5321
	地域若者サポートステーション 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター 2-(81)	相談援助業務を行っている職員	5161
	官民協働等女性支援事業を行っている事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5331
	若年被害女性等支援事業を行う事業所 2-(90)	相談援助業務又は自立支援を行っている職員	5221
	厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(103)	相談援助業務を行っている相談員	9999

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード**9999**）。

厚生労働大臣の個別認定にあたって、【指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別添1】「4（1）認定基準」に該当する場合は、別途、書類が必要になりますので、事前に電話で連絡してください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施 設 ・ 事 業 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）		
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

(1) 実習科目の実習免除（履修免除）の条件【精神保健福祉士】

精神保健福祉士受験資格の取得を目指す方で、入学前まで（2027年3月31日時点）に、厚生労働省令で定められた指定施設における相談援助業務に1年以上従事していた経験があれば、実習科目が免除（履修免除）になる可能性があります。

※ 「入学時（2027年4月1日）もしくは入学以前に実務経験の要件を満たす必要があります。入学後に要件を満たしても、免除の対象とはなりません。」また、入学前に要件を満たして申請をしなかった場合でも、入学後に免除申請を行うことは一切できませんので、ご注意ください。入学時で実務経験が1年以上になる方は、「見込での申請が可能」です。また、複数の施設での経験を 「通算することも可能」です。

※ 社会福祉士（受験資格）と、精神保健福祉士（受験資格）の両方の実習免除を希望する方は、1つの施設で両方の実習免除にあたる実務経験がある場合は、施設・従業期間（1年以上）が重複する場合であっても、両方の免除申請をすることが可能です。

(2) 実習免除となった場合の実習科目単位について

履修免除の対象となる実習科目は「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（精神）」、「ソーシャルワーク実習指導Ⅳ（精神）」、「ソーシャルワーク実習Ⅱ（精神）」の3科目です。

※ 実習免除が認められた場合、「実習科目の履修が不要」と判断されたことを意味します。これは、「実習科目の単位（計8単位分）が修得単位として認定されたことではない」という点に留意してください。そのため、卒業要件単位数が不足する場合は、別科目にて単位を修得する必要があります。

履修免除実習科目	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（精神）	2単位
	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ（精神）	1単位
	ソーシャルワーク実習Ⅱ（精神）	5単位

※ 実習免除になった場合、実習費 160,000 円は、納入不要となります。

(3) 実習免除となるための申請について

実習免除申請の対象者は、出願提出時に「実務経験申告書（様式3）」「実務経験証明書（様式4）」を提出してください。実務経験証明書は、国家試験受験資格にかかわる重要な証明書です。申請された実務経験や職種が事実とは異なった場合は、国家試験の受験資格が取得できないことや、資格取得後に資格を取消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

※ 職場から発行される「実務経験証明書」により、認められる職場・職種の判定を行います。実習免除の認定後に、「実務経験証明書」の虚偽等が判明した場合、実習科目免除が取消されます。国家試験受験および合格後には、社会福祉振興・試験センターによる監査が行われる場合があります。申請内容と事実の相違のため合格の取消や、実習免除が不可となった場合でも、大学ではその責任を負いかねます。

(4) 実習免除となるための相談援助の業務範囲

第 29 回精神保健福祉士国家試験

(実務経験コード番号表)

次ページより引用 (P19～27)

実務経験コード番号表

(1) 法人格コード 区分2・区分3

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法人格（運営主体）	コード
国・地方公共団体等の公的機関	0 1
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	0 2
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	0 3
株式会社、有限会社等の営利法人（人材派遣会社はコード0 8）	0 4
特定非営利活動法人（NPO法人）	0 5
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	0 6
その他	0 7
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	0 8

(2) 施設・職種コード 区分2・区分3

次の施設・事業において精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

実務経験証明書の「施設（事業）種類」、「職種」及び各「コード」欄には、次のうち該当するものを記入してください。

実務経験証明書の「職種」欄に記入する職種名は、辞令等で発令されている職種名を記入してください。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種【職種コード】
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
精神科病院 1-(1)	0 1	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01] ★その他（職種名を記入） [02]
精神保健福祉センター 1-(15)	0 2	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童福祉法		
障害児通所支援事業を行う施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 1-(7)	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	放課後等デイサービス 1-(7)	
	居宅訪問型児童発達支援 1-(7)	
	保育所等訪問支援 1-(7)	
乳児院 1-(3)	0 5	・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・里親支援専門相談員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。

提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
児童養護施設 1-(4)	06	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・里親支援専門相談員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む) 1-(5)	07	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・児童発達支援管理責任者 [01] ・心理担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設) 1-(6)	08	・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童相談所 1-(10)	09	・児童福祉司 [01] ・児童心理司 [01] ・受付相談員 [01] ・相談員 [01] ・電話相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・個別対応職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
母子生活支援施設 1-(11)	10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・個別対応職員 [01] ・保育士 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害児相談支援事業を行う施設 1-(8)	11	・相談支援専門員 [01] ・相談支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。

提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
児童自立支援施設 1-(12)	12	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [01] ・個別対応職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ・職業指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童家庭支援センター 1-(13)	13	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童自立生活援助事業を行う施設 1-(9)	56	・相談援助業務を行う指導員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・個別対応職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
里親支援センター 1-(14)	84	・里親制度等普及促進担当者 [01] ・里親等支援員 [01] ・里親研修等担当者 [01] ・市町村連携支援員 [01] ・障害児里親等支援担当職員 [01] ・養親等相談支援員 [01] ・自立支援担当職員 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・心理療法担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
社会的養護自立支援拠点事業を行う施設 3-(16)	85	・支援コーディネーター [01] ・生活相談支援員 [01] ・就労相談支援員 [01] ・就労等定着支援員 [01]
妊産婦等生活援助事業を行う施設 3-(17)	86	・支援コーディネーター [01] ・母子支援員 [01] ・就労等定着支援員 [01]
養育支援訪問事業を行っている事業所 3-(22)	88	・訪問支援者 [01]
親子再統合支援事業を行っている事業所 3-(23)	89	・相談援助業務を行っている職員 [01]
こども家庭センター 3-(19)	93	・児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 [01] ・統括支援員 [01]
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		
民間あっせん機関 3-(18)	90	・養子縁組あっせん責任者 [01] ・相談員 [01]
子ども・若者育成支援推進法		
子ども・若者総合相談センター 3-(21)	91	・相談援助業務を行っている職員 [01]
地域保健法		
保健所 1-(2)	14	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01]
市町村保健センター 1-(2)	15	・心理判定員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項		
職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。		

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	16	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01]
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	17	★その他（職種名を記入）[02]
生活保護法		
救護施設 1-(16)	18	・生活指導員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]
更生施設 1-(16)	19	
被保護者就労支援事業を行う事業所 3-(3)	57	・就労支援員 [01]
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所 子どもの進路選択支援事業を行う事業所 被保護者地域居住支援事業を行う事業所 3-(3)	58	・就労支援員 [01] ・被保護者就労準備支援担当者 [01] ・家計改善支援員 [01] ・相談支援に従事する者 [01] ・居住支援員 [01]
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業] 3-(3)	78	・就労支援員 [01]
日常生活支援住居施設 3-(15)	83	・生活支援員 [01] ・生活支援提供責任者 [01]
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	20	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	21	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01]
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	22	★その他（職種名を記入）[02]
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関 3-(7)	59	・主任相談支援員 [01] ・相談支援員 [01]
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 3-(7)	60	・就労支援員 [01] ・住まい相談支援員 [01]
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所 3-(7)	61	・就労準備支援担当者 [01] ・家計改善支援員 [01]
社会福祉法		
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 3-(4)	62	・専門員 [01]
市町村社会福祉協議会 1-(18)	24	・福祉活動専門員 [01] ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項
職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
福祉事務所	23	・ 査察指導員 [01] ・ 身体障害者福祉司 [01] ・ 知的障害者福祉司 [01] ・ 老人福祉指導主事 [01] ・ 現業員 [01] ・ 家庭児童福祉主事 [01] ・ 家庭相談員 [01] ・ 面接員に相当する職員 [01] ・ 女性相談支援員 [01] ・ 母子・父子自立支援員 [01] ・ 母子・父子自立支援プログラム策定員 [01] ・ 就業支援専門員 [01] ・ 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 [01] ・ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	25	・ 知的障害者福祉司 [01] ・ 心理判定員 [01] ・ 職能判定員 [01] ・ ケース・ワーカー [01] ★その他（職種名を記入） [02]
法務省設置法		
保護観察所	26	・ 社会復帰調整官 [01] ・ 保護観察官 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害者の雇用の促進等に関する法律		
広域障害者職業センター	27	・ 障害者職業カウンセラー [01] ★その他（職種名を記入） [02]
地域障害者職業センター	28	・ 障害者職業カウンセラー [01] ・ 職場適応援助者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害者就業・生活支援センター	29	・ 主任就業支援担当者 [01] ・ 就業支援担当者 [01] ・ 主任職場定着支援担当者 [01] ・ 生活支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
発達障害者支援法		
発達障害者支援センター	31	・ 相談支援を担当する職員 [01] ・ 就労支援を担当する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード]
更生保護事業法			
更生保護施設	1-(24)	30	・補導に当たる職員 [01] ・福祉職員 [01] ・薬物専門職員 [01] ・訪問支援職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律			
女性相談支援センター	3-(2)	63	・相談支援員 [01] ・心理支援員 [01] ・女性相談支援員 [01]
女性自立支援施設	3-(2)	64	・入所者の自立支援を行う職員 [01] ・心理療法担当職員 [01]
刑事収容施設法			
刑事施設	3-(14)	65	・刑務官 [01] ・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01] ・福祉専門官 [01]
少年院法			
少年院	3-(14)	66	・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01] ・福祉専門官 [01]
少年鑑別所法			
少年鑑別所	3-(14)	67	・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01]
高次脳機能障害者支援法			
高次脳機能障害者支援センター	1-(36)	94	・支援コーディネーター [01] ★その他（職種を記入） [02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)			
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設 3-(9)	68	・相談援助業務に従事する職員 [01]
	障害者相談支援事業を行っている施設 3-(9)	69	
	障害児等療育支援事業を行っている施設 3-(9)	70	
一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	1-(31)	39	・相談支援専門員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項
職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード]
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(27)	3 2	・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01]
	自立訓練を行う施設 1-(27)	3 3	★その他（職種名を記入） [02]
	就労移行支援を行う施設 1-(27)	3 4	・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	就労継続支援を行う施設 1-(27)	3 5	・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	就労定着支援を行う施設 1-(28)	5 4	・就労定着支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	自立生活援助を行う施設 1-(28)	5 5	・地域生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	短期入所を行う施設 1-(28)	3 6	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	重度障害者等包括支援を 行う施設 1-(28)	3 7	
	共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を 含む) 1-(28)	3 8	
	就労選択支援を行う施設 1-(28)、1-(29)	9 5	・相談援助業務に従事する職員 [01] ・就労選択支援員 [01] ★その他（職種を記入） [02]
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む) 1-(32)		4 0	・相談支援専門員 [01] ・相談支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害者支援施設 1-(30)		4 1	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
地域活動支援センター 1-(33)		4 2	・指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
福祉ホーム 1-(34)		4 3	・管理人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
基幹相談支援センター 1-(35)		7 1	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。

提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード]
介護保険法		
地域包括支援センター 1-(23)	72	・ 包括的支援事業に係る業務を行う職員（※1）（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く）[01] ★その他（職種名を記入）[02]
注意事項 (※1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。		
職業安定法		
公共職業安定所 3-(12)	73	・ 精神・発達障害者雇用サポーター [01] ・ 障害学生等雇用サポーター [01]
その他		
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設 2-(1)	49	・ 地域体制整備コーディネーター [01] ・ 地域移行推進員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設 3-(8)	74	・ 相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）[01]
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 3-(10)	75	・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 3-(11)	76	・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設 2-(2)	50	・ スクールソーシャルワーカー [01] ★その他（職種名を記入）[02]
就業支援事業を行う施設 [ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業] 3-(1)	77	・ 就業相談業務を行う相談員 [01]
ひきこもり地域支援センター 3-(5)	79	・ ひきこもり支援コーディネーター [01]
地域生活定着支援センター 3-(6)	80	・ 相談援助業務に従事する職員 [01]
ホームレス自立支援事業を行う施設 2-(3)	51	・ 生活相談指導員 [01] ★その他（職種名を記入）[02]
地域若者サポートステーション 3-(13)	81	・ 相談援助業務に従事する職員 [01]
子ども家庭総合支援拠点 3-(20)	92	・ 相談援助業務を行っている職員 [01]
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設 ※別途基準、申請様式がありますので、事前に電話で連絡してください。 3-(24)	99	・ 精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項
職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。 「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。 提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

精神障害者地域生活援助事業を行う施設	44	・世話人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
精神障害者社会復帰施設	45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
知的障害者援護施設	46	・生活支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童デイサービス	47	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項

職種コードが「★その他（職種名を記入）」（コード02）の方は、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験（「相談援助の業務」【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日障精第0520001号）別添】①～⑤）に該当するか個別に確認します。

「実務経験証明書」と併せて「相談援助の実務経験申告書」を提出する必要があります。

提出いただいた証明書等により受験資格が確認できない場合は、後日、追加で書類を提出いただく場合があります。

申請様式について

1. 「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、『実習免除となるための相談援助の業務範囲』に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
2. 証明権者は、施設・機関の代表者です。代表者の氏名を記入してください。
3. 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正液等での訂正は禁止です。
4. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
5. 「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
6. 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること（錯誤・虚偽等）が発覚した場合、免除は取消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。

様式2

受験番号

※記入しないでください。

日本医療大学 通信教育部

入学種類

1 年次入学

3 年次入学

該当する箇所に○をつけてください。

実務経験証明書（社会福祉士用）

本証明書は、経験を証明する施設・事業所の方が記入してください。

日本医療大学 学長 殿 作成日（西暦） 年 月 日

法人名			
施設・事業所所在地	〒		職印
電話番号	— —		
施設・事業所所在地	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格にかかる相談援助の業務に従事した（見込である）ことを証明します。

フリガナ									生年月日			
氏名									(西暦) 年 月 日生			
施設・事業所名称												
施設種類									施設・職種コード			
職種 (受験資格に該当職名)												
従業期間	(西暦で記入)			年			月			日から		
				年			月			日まで		
	※ 実習免除に必要な従業期間は、1年以上となります。3月31日（入学前）までで1年となる方は、見込みの期間も含めて記入してください。											

- (注)
- 「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、『実習免除となるための相談援助の業務範囲』に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
 - 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、施設・事業所の公印を押印してください。修正液等での訂正は禁止です。
 - 「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
 - 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること（錯誤・虚偽等）が発覚した場合、免除は取消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。

受験番号	※記入しないでください。		
入学種類		1 年次入学	3 年次入学

該当する箇所に○をつけてください。

実務経験申告書（精神保健福祉士用）

本申告書は、申請者（本人）が記入してください。

日本医療大学 学長 殿

申告日（西暦）

年

月

11

 $\overline{\text{T}}$

〈申告者〉住 所

フリガナ

氏 名

印

連絡先（携帯電話等）

※記載内容について、問い合わせすることがあります。

次のとおり、所属長・代表者等の証明書（実務経験証明書）を添えて、申告いたします。

勤務していた（している）施設・機関等		施設・職種コード					職種	
法人名		証 明 権 者						
施 設 名		いずれか1つのみチェック及び、記入してください。（西暦で記入） ☐ 現在勤務していない（過去に勤務していた）場合 年 月 日～ 年 月 日（ 年 カ月） ☐ 現在継続して勤務している場合 年 月 日～現在に至る（ 年 カ月） ☐ 現在継続して勤務している場合（入学後「実務経験証明書」を再度提出してください） 年 月 日～ 年 月 日で実務経験1年を満たす見込み						
施設種類								
勤務していた（している）施設・機関等		施設・職種コード					職種	
法人名		証 明 権 者						
施 設 名		いずれか1つのみチェック及び、記入してください。（西暦で記入） ☐ 現在勤務していない（過去に勤務していた）場合 年 月 日～ 年 月 日（ 年 カ月） ☐ 現在継続して勤務している場合 年 月 日～現在に至る（ 年 カ月） ☐ 現在継続して勤務している場合（入学後「実務経験証明書」を再度提出してください） 年 月 日～ 年 月 日で実務経験1年を満たす見込み						
施設種類								

合計勤務期間	合計	年	ヵ月	☐ 見込み
--------	----	---	----	------------------------------

(注)

1. 「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、『実習免除となるための相談援助の業務範囲』に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
2. 証明権者は、施設・機関の代表者です。代表者の氏名を記入してください。
3. 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正液等での訂正は禁止です。
4. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
5. 「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
6. 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること（錯誤・虚偽等）が発覚した場合、免除は取消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。

日本医療大学 通信教育部

受験番号

※記入しないでください。

入学種類

1 年次入学

3 年次入学

該当する箇所に○をつけてください。

実務経験証明書（精神保健福祉士用）

本証明書は、経験を証明する施設・事業所の方が記入してください。

日本医療大学 学長 殿

作成日（西暦）

年

月

日

法 人 名			
施設・事業所 所 在 地	〒		職 印
電 話 番 号	— —		
施設・事業所 所在地	役 職	氏 名	
証明書作成者	所属・役職等	氏 名	認 印

次の者は、以下のとおり、精神保健福祉士国家試験の受験資格にかかる相談援助の業務に従事した（見込である）ことを証明します。

フ リ ガ ナ									生 年 月 日	
氏 名									(西暦) 年 月 日生	
施設・事業所 名 称										
施 設 種 類									施設・職種コード	
職 種 (受験資格に該当職名)										
従 業 期 間	(西暦で記入)			年			月		日から	
				年			月		日まで	
	※ 実習免除に必要な従業期間は、1年以上となります。3月31日（入学前）までで1年となる方は、見込みの期間も含めて記入してください。									

(注)

- 「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、『実習免除となるための相談援助の業務範囲』に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
- 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、施設・事業所の公印を押印してください。修正液等での訂正は禁止です。
- 「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
- 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること（錯誤・虚偽等）が発覚した場合、免除は取消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学修期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。

申請様式の記入例

施設・職種コード、職種、施設種類は、社会福祉士はp5～、精神保健福祉士はp20～の「実習免除となるための相談援助の業務範囲」を確認してください。実務経験として認められるためには、範囲に記載された職種である必要があります。勤務先での任意の職種は認められませんので、ご注意ください。

いずれか1つを選び、記入してください。

実務経験の合計年月数を記入してください。

様式1-3

日本医療大学 通信教育部

受験番号 ※記入しないでください。

入学種類 ☐ 1年次入学 ☒ 3年次入学

該当する箇所○をつけてください。

実務経験申告書

本申告書は、申請者（本人）が記入してください。

日本医療大学 学長 殿 申告日（西暦） 2025年 10月 1日

〒000-0000

〈申告者〉住所 北海道札幌市〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 日医 通信

連絡先（携帯電話等） 012 - 3456 - 7890

※記載内容について、問い合わせることがあります。

次のとおり、所属長・代表者等の証明書（実務経験証明書）を添えて、申告いたします。

勤務していた（している）施設・機関等	施設・職種コード	職種	生活支援員
法人名 社会福祉法人 日医会	1061	日医 大輔	
施設名 日医大の里			
施設種類 特別養護老人ホーム			
勤務していた（している）施設・機関等	施設・職種コード	職種	
法人名			
施設名			
施設種類			

合計勤務期間 合計 1年 0ヵ月 〇日

(注)

- 「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、「実習免除となるための相談援助の業務範囲」に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
- 「証明者」は、施設・機関の代表者です。代表者の氏名を記入してください。
- 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線を引き、申告者の印を押印してください。修正等での訂正は禁止です。
- 本証明者が複数必要な場合は、すべてしてご使用ください。
- 「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
- 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること（経歴・虚偽等）が発覚した場合、免除は取消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学籍期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。

様式2-4

日本医療大学 通信教育部

受験番号 ※記入しないでください。

入学種類 ☐ 1年次入学 ☒ 3年次入学

該当する箇所○をつけてください。

実務経験証明書

本証明書は、経験を証明する施設・事業所の方が記入してください。

日本医療大学 学長 殿 作成日（西暦） 2025年 10月 1日

法人名 社会福祉法人 日医会	〒000-0000	北海道札幌市〇〇〇〇-〇〇〇〇	日社社 医社 会人福
施設・事業所所在地	電話番号 000 - 000 - 0000		
施設・事業所所在地	役職 施設長	氏名 日医 太郎	認印
証明書作成者	所属・役職等 事務局	氏名 日医 二郎	

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格にかかる相談援助の業務に従事した（見込である）ことを証明します。

フリガナ	ニタイ ツウシン	生年月日
氏名	日医 通信	(西暦) 2000年 5月 1日生
施設・事業所名称	社会福祉法人 日医会 日医大の里	
施設種類	特別養護老人ホーム	施設・職種コード
職種	生活支援員	1061
従業期間	(西暦で記入) 2024年 1月 0日 から 2025年 9月 3日 まで	

※ 実習免除に必要な従業期間は、1年以上となります。3月31日（入学前）までで1年となる方は、見込みの期間も含めて記入してください。

(注)

- 「施設種類」「施設・職種コード」「職種」は、「実習免除となるための相談援助の業務範囲」に掲載の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。
- 証明内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線を引き、施設・事業所の公印を押印してください。修正等での訂正は禁止です。
- 「申告書」と「証明書」は、整合性が取れていることを確認してください。
- 実習免除が確定後に、上記記載内容が事実と相違していること（経歴・虚偽等）が発覚した場合、免除は取消され、実習や実習指導科目の履修、これに伴う学籍期間の延長や費用納入が必要となります。また、同発覚により、社会福祉士国家試験受験後に合格が取消される等の事態となった場合、本学は一切その責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。

公印を捺印してください。

〈申請書〉と同じ表記で必ず記入してください。

現在も勤務を継続している場合は、証明書作成日を記入してください。

訂正する場合は、訂正印（公印）を押してください。



医療と福祉の現場から誕生した

日本医療大学

通信教育部